

誓約書

大阪湾広域臨海環境整備センターと下記件名の契約を締結するに当たり、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

1 件名（業務名等）

2 誓約事項

- (1) 受注者（元請負人等）は、次のアからウまでに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号で規定する暴力団
 - イ 法第2条第6号で規定する暴力団員
 - ウ 次のいずれかに該当する者
 - ① 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。以下同じ。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員である事業者
 - ② 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する行為をした事業者
 - ③ 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与える行為をした事業者
 - ④ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
- (2) この業務等を履行するために締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他この契約の履行に伴い締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者に発注しないこと。
- (3) この業務等を履行するために締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約の相手方から誓約書を徴し、当該誓約書の写しを発注者に提出すること。
- (4) 第1号に掲げる者の該当の有無を確認するため、発注者から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (5) 発注者が第1号に掲げる者の該当の有無を確認するため、警察その他の関係機関に対し、本誓約書及び役員名簿等を提供することに同意すること。
- (6) 前各号のほか、本契約の条項に基づく契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

（発注者）
大阪湾広域臨海環境整備センター 理事長 様

（受注者）
住 所
氏 名